

財務省告示第四百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十八年十月二十日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（三十年）（第二十

二 発行の根拠 四回）

の法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項、平成十

の法律及びそ 八年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十八年法律第十一号）

第二条第一項及び財政融資資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項及び第五条ノ二

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

という。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

をした後に行われる入札であつ

て、財務大臣が各国債市場特別

四 発行方法

三 振替法の適

二 法律及びそ

一 名称及び記

五

募入決定の
方法

参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者第一非価格競
争入札発行」という。）

イ 争利回り競

各申込みのうちの応募額を順次割

ロ 国債市場

り当てる。その応募額を順次割
各債市場特別参加者ごとの申
込みに応募額を割り当てる。

六

イ 争利回り競

額面金額で五千九百九十八億円
うち、財政法第四十一条の規
定に基づき発行した利付国債に

争利回り競

行争非者特国行争利
入価・別債国行争利
札格第参市債行争利
発競 加場 場 発競

千四百二十万円の平成十八年度
における財政運営のための公債
の発行の特例等に関する法律第
二条第一項の規定に基づき発行
した利付国債について、額面
金額で千三百五十万円、財
政融資資金特別会計法第
十一条第一項の規定に基づき
行した利付国債については、
面金額で八百二十五万八千
万円、国債整理基金特別会計法
第五条第一項の規定に基づき発

	十 三	十 二	十 一	十 一	九	八			七												
			発	発	振	最	口	イ	払	口											
	の	経	利	発	替	低	行	争	非	者	特	国	行	争	利	行	争	非	者	特	国
	払	過	子	行	単	額	入	入	価	・	別	債	入	回	込	入	入	価	・	別	債
	込	利	率	行	位	面	札	札	格	第	参	市	札	り	金	札	札	格	第	参	市
	み	子		日		金	発	発	競	加	場	場	発	競	額	発	発	競	加	場	場
(一)	式	は	募	十	額	平	す	額	の	振	五		百	円	五		十	付	ノ	国	五
	は	募	入	八	面	成	る	の	記	替	万		十		千		三	国	二	債	百
	に	募	決	銭	金	十	°	整	載	法	円		二		九		億	債	の	理	九
	よ	入	定	五	額	八	数	倍	又	の			億		百		円	に	規	基	十
	り	決	の	パ	百	年	の	の	は	規			六		七			つ	定	金	万
	算	金	通	ー	円	十	金	額	録	定			千		十			い	に	特	円
	出	額	知	セ	に	月	額	に	は	に			三		八			て	基	別	千
	した	に	を	ン	つ	二	に	よ	、	よ			百		億			、	づ	会	八
	金	加	受	ト	き	十	よ	る	最	振			八		千			額	き	計	百
	額	え	け		九	日	も	の	低	替			十		億			面	発	法	千
	を	、	た		十		の	額	額	口			四		十			金	行	第	億
	第	の	者		九		と	金	面	座			万		四			額	した	五	二
	二	算			円			簿	金	簿					万			で	た	条	千
	一				六													百	利		額

十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{償面金額の総額} \times 2.5 \times 30}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償面金額} \times 2.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子
毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい

